

市税の種類

札幌市の市税には、次のような種類があります。

普通税

納められた税を、市のどのような仕事にも使うことができる税

市 民 税	
個人市民税	個人の前年の所得に対してかかる税（均等割と所得割） P10
法人市民税	法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税 P37 （均等割と法人税割）
固 定 資 産 税	土地・家屋・償却資産に対してかかる税 P41
軽 自 動 車 税	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などの所有に対してかかる税（種別割） P60 軽自動車などの取得に対してかかる税（環境性能割） P64
市 た ば こ 税	たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税 P67

目的税

納められた税の使い道が特定の仕事に限定されている税

都 市 計 画 税	市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税 P56
入 湯 税	温泉などの入湯行為に対してかかる税 P68
事 業 所 税	事務所・事業所における事業活動に対してかかる税 P69

≫ 個人市民税

個人市民税は、原則、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年 1 年間の所得に応じて課される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される「均等割」とがあります。

個人市民税を賦課徴収する際、個人道民税及び森林環境税（国税）も市が併せて賦課徴収することになっています。

なお、均等割が課税されない場合には、森林環境税（国税）も課税されません。

納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
区内に住所がある方	均等割と所得割の合計額
区内に事務所、事業所または家屋敷がある方で、その区内に住所のない方	均等割額 (注) ここでは森林環境税は課税されません。

その区内に住所があるかどうか、また、事務所や家屋敷などがあるかどうかは、その年の 1 月 1 日（これを賦課期日といいます）現在の状況で判断します。

(注 1) 賦課期日現在、国外に転出していて、日本に住民登録がない場合は、出国の期間、目的、出国中の居住の状況をもとに、区内に実質的に住所があるかどうかを判断します。

(注 2) 家屋敷とは、自己または家族の居住の用に供する目的で住所外以外の場所に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態にあるものをいい、必ずしも自己所有のものであることを要しません。

市民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方 (非課税)	(1)生活保護法による生活扶助を受けている方 (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額※1 が 135 万円以下の方（給与所得者の年収でみると、2,044,000 円未満の方） (3)前年の合計所得金額※1 が、次による額以下の方 ・扶養親族を有さない方 45 万円 ・扶養親族を有する方 35 万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31 万円 （給与所得者標準世帯※2 の年収※3 でみると、2,560,000 円未満の方）
所得割がかからない方	前年の総所得金額等※4 が、次による額以下の方 ・扶養親族を有さない方 45 万円 ・扶養親族を有する方 35 万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42 万円 （給与所得者標準世帯※2 の年収※3 でみると、2,716,000 円未満の方）

※ 1 合計所得金額…損失の繰越控除前の総所得金額等

※ 2 給与所得者標準世帯…夫（給与所得者）、妻（専業主婦）に子供 2 人の世帯

※ 3 年収は所得税法に定められている簡易給与所得表を適用して求めています。

※ 4 総所得金額等…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額

税額の算出方法

均等割額	市民税 3,000 円 道民税 1,000 円
所得割額	課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額 （注 1）課税所得金額は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。 （注 2）所得割額は、100 円未満の端数を切り捨てます。
森林環境税 （国税）	1,000 円 （注）均等割額が課税されない場合には、森林環境税（国税）も課税されません。

■所得金額の算出

所得割額の計算基礎は所得金額です。所得金額は、所得の種類ごとに前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出します。

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得 （注）	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	給料、賞与、賃金など	給与所得の簡易計算表（P12）による。
6	退職所得	退職金、一時恩給など	退職所得の課税の特例（P21）による。
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額※1＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地・建物	収入金額－（取得費・譲渡費用）＝譲渡所得の金額
		株式等 （注）	収入金額－（取得費・譲渡費用・借入金利子等）＝譲渡所得の金額
		その他	収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額※1＝譲渡所得の金額 【総所得金額※2に算入する長期譲渡所得の金額は 1/2 の額になります】
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額※1＝一時所得の金額 【総所得金額※2に算入する一時所得の金額は 1/2 の額になります】
10	雑所得	厚生年金、恩給などの公的年金等、上記 1～9 にあてはまらない所得	公的年金等 公的年金等以外
			公的年金等の所得の簡易計算表（P13）による。 収入金額－必要経費＝雑所得の金額

※ 1 山林所得、譲渡所得、一時所得の特別控除額は、50 万円（「収入金額－必要経費」または「収入金額－（取得費・譲渡費用）」の金額が 50 万円未満の場合はその金額）です。

※ 2 総所得金額とは、上記の所得の種類のうち、分離課税を選択した 2、6、7、ならびに分離課税される 8（土地・建物・株式等）および先物取引に係る雑所得等を除いた各種所得金額の合計額です。

○非課税所得について

次のような所得は、収入金額にかかわらず非課税とされていることから、個人市民税の課税対象とはなりません。

〈代表的な非課税所得〉

- ・ 傷病者や遺族などが受けとる恩給や年金
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額までとなります）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険失業給付（いわゆる失業保険）
- ・ 災害支援金、災害見舞金
- ・ 児童手当、児童扶養手当
- ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- ・ 子育て世帯に対する臨時特別給付金

○給与所得の簡易計算表（速算表）

給与所得の金額は、給与収入金額に応じて、次のとおり算出します。

給与収入金額（A）		給与所得の金額の算出方法
161 万 9,000 円未満		(A) - 55 万円（1,000 円未満のときは 0 円）
※ 161 万 9,000 円以上	180 万円未満	(A) × 60% + 10 万円
※ 180 万円以上	360 万円未満	(A) × 70% - 8 万円
※ 360 万円以上	660 万円未満	(A) × 80% - 44 万円
660 万円以上	850 万円未満	(A) × 90% - 110 万円
850 万円以上		(A) - 195 万円

（注）※印の金額の範囲内の給与収入の場合は、所得税法で定められた「簡易給与所得表」に基づいて給与所得の金額を求めることになっているため、上の表の計算で求めた額と若干異なる場合があります。

○所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ① 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ② 本人が特別障害者に該当する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

算出方法	所得金額調整控除額 = (給与収入金額※ - 850 万円) × 10%
------	--------------------------------------

※ 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

(2) 給与所得の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合

算出方法	所得金額調整控除額 = (給与所得の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10 万円
------	--

※ 10 万円を超える場合は 10 万円

○公的年金等の所得の簡易計算表（速算表）

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のとおり算出します。

(1) 65 歳以上の方の場合

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
330万円未満	(A) - 110万円※	(A) - 100万円※	(A) - 90万円※
330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 27万 5 千円	(A) × 75% - 17 万 5 千円	(A) × 75% - 7 万 5 千円
410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 68万 5 千円	(A) × 85% - 58 万 5 千円	(A) × 85% - 48 万 5 千円
770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 145万 5 千円	(A) × 95% - 135 万 5 千円	(A) × 95% - 125 万 5 千円
1,000万円以上	(A) - 195万 5 千円	(A) - 185 万 5 千円	(A) - 175 万 5 千円

※計算結果が 0 円未満のときは 0 円

(2) 65 歳未満の方の場合

公的年金等の 収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得の金額の算出方法		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
130 万円未満	(B) - 60 万円※	(B) - 50 万円※	(B) - 40 万円※
130 万円以上 410 万円未満	(B) × 75% - 27 万 5 千円	(B) × 75% - 17 万 5 千円	(B) × 75% - 7 万 5 千円
410 万円以上 770 万円未満	(B) × 85% - 68 万 5 千円	(B) × 85% - 58 万 5 千円	(B) × 85% - 48 万 5 千円
770 万円以上 1,000 万円未満	(B) × 95% - 145 万 5 千円	(B) × 95% - 135 万 5 千円	(B) × 95% - 125 万 5 千円
1,000 万円以上	(B) - 195 万 5 千円	(B) - 185 万 5 千円	(B) - 175 万 5 千円

※計算結果が 0 円未満のときは 0 円

所得控除

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

種 類	要 件	控除額
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	損失の金額－保険金などで補てんされた金額＝(A) ①(A)の金額－(総所得金額等×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 上記、①と②のいずれか多い方の金額
医 療 費 控 除	前年中に医療費を支払った場合、もしくは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う方がスイッチ OTC 医薬品※を購入した場合 ※要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品	●通常の医療費控除 支払った金額－保険などから補てんされた額－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額) (限度額200万円) ●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入金額－保険などから補てんされた額－1万2千円 (限度額8万8千円) (注) いずれか一方のみ、控除の適用を受けることができます。
社会保険料 控 除	前年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料など)を支払った場合	支払った金額
小規模企業 共済等掛金 控 除	前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を支払った場合	支払った金額
生命保険料 控 除	新契約※1に係る保険料を支払った場合 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	旧契約※1に係る保険料を支払った場合 ④一般生命保険料 ⑤個人年金保険料
	前年中に生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合 ●12,000円まで ……支払った保険料全額 ●12,001円～32,000円 ……支払った保険料×1/2＋6,000円 ●32,001円～56,000円 ……支払った保険料×1/4＋14,000円 ●56,000円を超える場合 ……28,000円	●15,000円まで ……支払った保険料全額 ●15,001円～40,000円 ……支払った保険料×1/2＋7,500円 ●40,001円～70,000円 ……支払った保険料×1/4＋17,500円 ●70,000円を超える場合 ……35,000円
		生命保険料控除額 一般生命保険料適用分 ①＋④の適用額※2 ＋ 個人年金保険料適用分 ②＋⑤の適用額※2 ＋ 介護医療保険料適用分 ③の適用額 (限度額7万円)
※1 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等を新契約、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等を旧契約といいます。 ※2 新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、新契約に係る適用額と旧契約に係る適用額を合計して計算しますが、限度額は28,000円となります。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約に係る適用額のみで計算します。		

種 類	要 件	控除額		
地震保険料 控 除	前年中に地震 保険料または 旧長期損害保 険料を支払っ た場合	①地震保険料のみを 支払った場合	②旧長期損害保険料の みを支払った場合	③両方を支払った場合
		支払った保険料×1/2 (限度額 25,000 円)	● 5,000 円まで ……支払った保険料全額 ● 5,001 円～15,000 円 ……支払った保険料×1/2 + 2,500 円 ● 15,000 円を超える場合 ……………10,000 円	地震保険料について ①で求めた金額 + 旧長期損害保険料について ②で求めた金額 (限度額 25,000 円)
障害者 控 除	本人、その同一生計配偶者または扶 養親族が障がいのある方の場合	1 人につき…26 万円		
		特別障害者…30 万円 (注) 本人、配偶者または本人と生計を一にする親族と 同居している特別障害者は 53 万円		
寡 婦 控 除	①夫と死別して（または生死不明）その後婚姻していない方 で、次の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない ②夫と離婚した後婚姻していない方で、次の全てに該当する 場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・前年の総所得金額等が 48 万円以下の子以外の扶養親族を 有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない			26 万円
ひとり親 控 除	婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方のう ち、次の全てに該当する場合 ・前年の合計所得金額が 500 万円以下である ・前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を 有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がい ない			30 万円
勤労学生 控 除	本人が学生で前年の合計所得金額が 75 万円以下、かつ給与所得等（自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得）以外の所得金額が 10 万円以下の場合			26 万円
配偶者 控 除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入または内職による所得等のみの方は、収入金額 103 万円）以下の場合 (注) 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与収入で 1,195 万円）超の場合は、配偶者控除の適用はありません。			
	配偶者の区分	納税義務者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般配偶者 (年齢 70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円
	老人配偶者 (年齢 70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円

種 類	要 件	控除額		
配 偶 者 特別控除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合 (注 1) 配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。 (注 2) 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円（給与収入で 1,195 万円）超の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。			
	配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	0 円 ～ 480,000 円	0 円	0 円	0 円
	480,001 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円
	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円
	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円
	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円
	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円
	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円
	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円
	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円
1,330,001 円 ～	0 円	0 円	0 円	
扶 養 控 除	生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得または内職による所得等のみの方は、収入金額 103 万円）以下の場合 (注) 生計を一にする配偶者は、配偶者控除の対象となるため該当しません。	扶養親族が ①年齢 16 歳～18 歳および年齢 23 歳～69 歳の場合（一般扶養控除）……………33 万円 ②年齢 19 歳～22 歳の場合（特定扶養控除）……………45 万円 ③年齢 70 歳以上の場合（老人扶養控除）……………38 万円 ④年齢 70 歳以上の方で、同居している父母等の場合（同居老親等扶養控除）……………45 万円		
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の方	前年の合計所得金額が		
		2,400 万円以下の場合	43 万円	
		2,400 万円超 2,450 万円以下の場合	29 万円	
		2,450 万円超 2,500 万円以下の場合	15 万円	

(注) 障害者控除～扶養控除の適用については、前年 12 月 31 日現在の状況によって判定します。ただし、親族などが前年中にすでに死亡しているときは、その死亡時の現況によって判定します。

■所得割の税率

市民税	一律 8%
道民税	一律 2%

(注) 土地・建物等の分離譲渡所得などについては、別に税率を定めています。P32

■税額控除

○調整控除

次の計算によって算出された金額を、所得割額から控除します。

ただし、合計所得金額が 2,500 万円超の場合、調整控除の適用はありません。

(1) 合計課税所得金額※1 が 200 万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 4%、道民税 1%) を控除

① 人的控除額の差※2 (下表) の合計額

② 合計課税所得金額※1

(2) 合計課税所得金額※1 が 200 万円超の場合

{人的控除額の差※2 の合計額 - (合計課税所得金額※1 - 200 万円)} (この金額が 50,000 円未満の場合は 50,000 円) の 5% (市民税 4%、道民税 1%) を控除

区 分		控除額	人的控除額の差※2
障害者控除	普通障害者	26 万円	1 万円
	特別障害者	30 万円	10 万円
	同居特別障害者	53 万円	22 万円
寡婦控除		26 万円	1 万円
ひとり親控除	母	30 万円	5 万円
	父		1 万円
勤労学生控除		26 万円	1 万円
扶養控除	一般扶養	33 万円	5 万円
	特定扶養	45 万円	18 万円
	老人扶養	38 万円	10 万円
	同居老親等	45 万円	13 万円

区 分	前年の合計所得金額	控除額	人的控除額の差※2
基礎控除	2,400 万円以下	43 万円	5 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	

※1 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※2 人的控除額の差とは、住民税と所得税の控除額の差となります。

(注) 配偶者控除および配偶者特別控除については、次のページに掲載。

区分		納税義務者本人の 合計所得金額	控除額	人的控除額の差※
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	3万円
		900万円超 950万円以下	22万円	2万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	1万円
	配偶者の合計所得金額 55万円以上 100万円以下	900万円以下	33万円	0円
		900万円超 950万円以下	22万円	0円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	0円

※人的控除額の差とは、住民税と所得税の控除額の差となります。

○配当控除（分離課税を選択した場合は、適用されません）

総合課税される配当所得がある場合、所得割額から配当控除額が差し引かれます。

（配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率）

課税所得金額の合計額 種 類		1,000万円以下の部分に 含まれる配当所得の金額		1,000万円超の部分に 含まれる配当所得の金額	
		市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託等	外貨建等 証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等 証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

○住宅借入金等特別税額控除（住民税での住宅ローン控除）

原則、次の(1)と(2)のいずれか少ない金額を所得割額から控除します（控除割合は、市民税 5 分の 4、道民税 5 分の 1）。

- (1)前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額（可能額）のうち所得税で控除しきれなかった額
- (2)以下の方法により算出した額（居住時期等により算出方法が異なります）

居住時期	算出方法
～平成 26 年 3 月	所得税の課税総所得金額等※1×5%（最高 9.75 万円）
平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月※2	所得税の課税総所得金額等※1×7%（最高 13.65 万円※3）
令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月※4	所得税の課税総所得金額等※1×5%（最高 9.75 万円）

- ※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。
- ※2 消費税率の引き上げに伴い消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合は控除期間が 13 年間となり、居住時期等により控除の適用要件や控除額の算出方法が異なります。
- ※3 この金額は、消費税率が 8%または 10%である場合の金額であるため、それ以外の場合においては 5%を乗じて得た金額（最高 9.75 万円）となります。
- ※4 令和 4 年中に居住の用に供した場合について、契約日等により控除額の算出方法や上限金額が異なります。

○寄附金税額控除

次の基本控除額、特例控除額および申告特例控除額の合計額を、所得割額から控除します。

(1)基本控除額

算出方法	(控除対象寄附金の合計額※－2,000 円)×10%（内訳は市民税 8%、道民税 2%）
------	--

※総所得金額等の 30%が上限

(2)特例控除額

特例控除額は、控除対象寄附金のうち、都道府県または市区町村への寄附金および東日本大震災に係る義援金等のうち特定のもの（いわゆる「ふるさと納税」）が 2,000 円を超える場合に基本控除額に加算されます。内訳は市民税 5 分の 4、道民税 5 分の 1 で、それぞれの調整控除適用後の所得割額の 20%が特例控除額の上限となっています。

なお、都道府県または市区町村のうち、総務大臣の指定を受けたもののみが特例控除額適用の控除対象寄附金になります（総務大臣の指定を受けない都道府県または市区町村への寄附は、基本控除額の控除対象寄附金となります）。

算出方法	(都道府県または市区町村への寄附金－2,000 円)×控除割合
------	---------------------------------

〈特例控除額の控除割合〉

課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	控除割合
0円未満	100分の90
0円 ～ 1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円 ～ 3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円 ～ 6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円 ～ 9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円 ～ 18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円 ～ 40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円 ～	100分の44.055

(3)申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した時）

確定申告が不要な給与所得者等が都道府県または市区町村へ「ふるさと納税」を行う場合には、寄附（ふるさと納税）を行う際に寄附先（ふるさと納税先）の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）」を提出することにより、その翌年に確定申告等を行わなくても、住民税の所得割額から寄附金に係る税額控除を受けることができます（ふるさと納税ワンストップ特例制度）。この制度を利用する場合、所得税からの還付は受けられませんが、所得税の還付額に相当する額が「申告特例控除額」として、寄附（ふるさと納税）を行った年分の所得に対する住民税から控除されます。内訳は市民税5分の4、道民税5分の1です。

ただし、確定申告等を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができませんので、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて確定申告等を行う必要があります。

算出方法	特例控除額×控除割合
------	------------

〈申告特例控除額の控除割合〉

課税総所得金額－人的控除額の差の合計額	控除割合
～ 1,950,000円	84.895分の5.105
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79分の10.21
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58分の20.42
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517分の23.483
9,000,001円 ～	56.307分の33.693

○道民税配当割・道民税株式等譲渡所得割

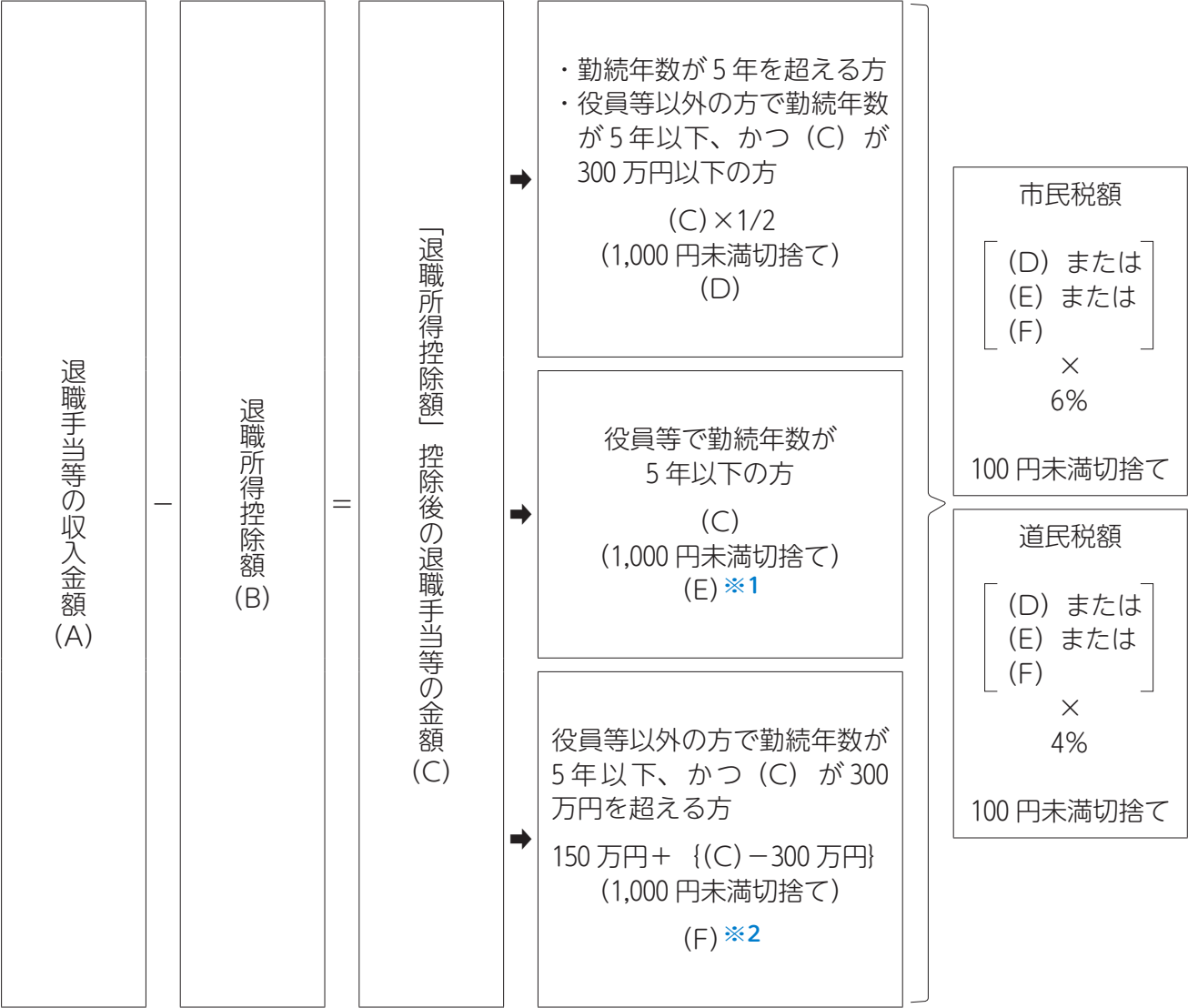
道民税配当割または道民税株式等譲渡所得割が特別徴収された配当所得等を申告した場合には、5%の税率で課税されますが、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

（注）一定の上場株式等の配当等については、道民税配当割が特別徴収されるため、申告不要です。

また、特定口座内の株式等の譲渡所得については、道民税株式等譲渡所得割が特別徴収されるため、申告不要です。

退職所得の課税の特例

退職所得に係る所得割額は、次のとおり算出され、退職金などの支払を受けるときに差し引かれます。



- ※1 役員等で勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1とする措置はありません。なお、「役員等」とは、①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員および地方議会議員、③国家公務員および地方公務員をいいます。
- ※2 役員等以外の方で勤続年数が5年以下の方が受け取る退職手当等において、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1とする措置はありません。

退職所得控除額

勤続年数	控 除 額
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)
20 年を超える場合	70 万円×(勤続年数−20 年)+800 万円

(注1) 障がい者になったことによって退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額となります。

(注2) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り上げます。

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の納付

市税の
証明と開覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

個人市民税の申告（手続き）について

■個人市民税の申告

1月1日現在、区内に住所のある方は、次の場合を除いて申告が必要となります。

(1)前年の合計所得金額が43万円以下の方

(注) 収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方や、所得や課税の証明が必要な方は、申告書の提出または電話連絡をお願いしております。

(2)所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方

(3)勤務先（給与支払者）から札幌市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方

(注) 給与以外の所得があった方、給与支払報告書（源泉徴収票）に記載されている控除（社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など）に変更があった方、医療費控除などの控除を追加する方などは申告が必要です。

(4)年金支払者から公的年金等支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方

(注) 公的年金等以外の所得があった方、公的年金等支払報告書（源泉徴収票）に記載されている控除（社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など）に変更があった方、医療費控除や生命保険料控除などの控除を追加する方などは申告が必要です。

(注) 申告書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にてご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 住民税申告書

検索

○申告先

1月1日現在、お住まいの区を担当する市税事務所

○申告期限

3月15日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

■住民税額シミュレーションシステムについて

札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」では、お手元の源泉徴収票などの内容（収入金額や各種控除など）を入力することで、個人住民税（市民税・道民税）の申告書を作成することができます。

作成した申告書については、印刷し必要書類を同封したうえで、1月1日現在にお住まいの区を担当する市税事務所市民税課へ郵送などによりご提出ください。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索

〈申告判断フローチャート〉

令和6年1月1日現在、札幌市に居住していた。



令和6年1月1日現在にお住まいであった市区町村へお問い合わせください。



はい

税務署に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を提出する。



個人市民税の申告は必要ありません。



いいえ

令和5年1月～12月までの間に所得があった。
(注) 遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当などは非課税とされていることから、これらの所得のみの場合は「いいえ」に進みます。
【非課税とされている所得についてはP12】



「申告書の提出」または「お電話で収入が無かった旨のご連絡」を各市税事務所市民税課(P91～93)までお願いします。
(注) 令和5年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方や、所得や課税の証明が必要な方は、申告書の提出または電話連絡が必要となります。



はい

給与以外の所得があった。



個人市民税の申告書を提出してください。
(注) 給与以外の所得が公的年金等のみの方は、申告書を提出する必要はありません。ただし、源泉徴収票に記載されている控除(社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など)に変更がある場合や、医療費控除などの控除を追加する場合は、申告書の提出が必要です。
【ご不明な点は各市税事務所市民税課(P91～93)にお問い合わせください】



いいえ

勤務先(給与支払者)から札幌市に「給与支払報告書(源泉徴収票)」の提出がある。
【ご不明な場合は勤務先に確認してください】



はい

個人市民税の申告は必要ありません。
(注) 給与支払報告書(源泉徴収票)に記載されている控除(社会保険料控除・障害者控除・配偶者控除・扶養控除など)に変更がある場合や、医療費控除などの控除を追加する場合は、申告してください(確定申告をする方やお勤め先で再年末調整がある場合は除きます)。

■事務所、事業所または家屋敷に関する申告

1月1日現在、市（区）外にお住まいの方で、区内に事務所、事業所、または家屋敷を有している場合、申告をしなければなりません。

（注）申告書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 家屋敷申告書

検索

○申告先

事務所等の所在する区を担当する市税事務所

○申告期限

3月15日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

■納税義務者が死亡した場合の手続き

納税義務者が死亡した場合は、その相続人が納税の義務を受け継ぐことになります。相続人が2人以上いるときは、そのうち納税に関する書類を受領する代表者を決めて、納税義務者が1月1日にお住まいになっていた区を担当する市税事務所市民税課に「相続人代表者指定届」を提出してください。

（注）相続人代表者指定届は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からの取得や、オンライン申請も可能です。

札幌市 相続人代表者

検索

■海外に出国するなど、ご自分で納税することが困難となる方の手続き

海外に出国するなど、ご自分で納税することが困難となる方は、1月1日にお住まいになっていた区を担当する市税事務所市民税課に「納税管理人申告・申請書」を提出してください。納税管理人は、納税義務者との合意にしたがい、納税義務者本人に代わって納税に関する手続きなどを行います。

（注）納税管理人申告・申請書は各市税事務所市民税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 個人市民税 納税管理人

検索

納税の方法

個人市民税の納め方には普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

■普通徴収（事業所得者などの場合）

市税事務所から送付された納税通知書により、個人で納めていただきます。

○納期

第1期 6月16日～6月30日

第2期 8月16日～8月31日

第3期 10月16日～10月31日

第4期 翌年 1月16日～1月31日

（注）休日その他の公休日にあたるときはその翌日

■特別徴収（給与所得者の場合）

給与支払者（会社など）が、市役所からの通知に基づいて毎月の給与から税額を差し引き、これを取りまとめて納めます。P31

納税者の皆さまには、税額決定通知書により税額などをお知らせします。

○納期

徴収した月の翌月10日まで

（注）休日その他の公休日にあたるときはその翌日

○特別徴収を実施されていない事業者（給与支払者）の皆さまへのお願い

特別徴収は、事業者（給与支払者）が、個人市民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員の給与から個人市民税を給与天引き（特別徴収）し、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度で、所得税の源泉徴収と同様に法定義務となっております。札幌市では、特別徴収の徹底を図っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。翌年度から特別徴収を行う場合は、給与支払報告書を提出いただく際に、給与支払報告書総括表へ特別徴収を行う旨の記載をしていただきます。

（注1）特別徴収制度の詳細については、札幌市公式ホームページをご覧ください。か中央市税事務所市民税課特別徴収担当（P91）までお問い合わせください。

札幌市 特別徴収

検索

（注2）特別徴収への切替依頼書は中央市税事務所市民税課特別徴収担当（P91）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からの取得や、オンライン申請も可能です。

札幌市 特別徴収への切替依頼書

検索

■普通徴収および特別徴収（公的年金受給者の場合）

前年度から特別徴収が継続していない方（初めて特別徴収の対象となる方など）は、税額の2分の1相当額を普通徴収の第1期および第2期に個人で納めていただき、残りの2分の1相当額は公的年金支払者が10月、12月および翌年2月分の公的年金から税額を差し引き、これを取りまとめて納めます。

前年度から特別徴収が継続している方は、年金支払者が4月、6月および8月分の公的年金から前年度分の年金所得に対する税額の2分の1相当額を3回に分割した金額を差し引き（これを「仮徴収」と

います)、年税額から仮徴収の合計額を除いた残額については、10月、12月および翌年2月分の公的年金から差し引いて納めます(これを「本徴収」といいます)。

なお、対象となる方へは、6月中旬頃までに「納税通知書」により、特別徴収される税額などをお知らせします。

○納期

(1)普通徴収

第1期 6月16日～6月30日

第2期 8月16日～8月31日

(注) 休日その他の公休日にあたるときはその翌日

(2)特別徴収

徴収した月の翌月10日まで

65歳以上の方は原則として、公的年金からの特別徴収対象者となります。

〈具体例(年金所得に対する税額が51,500円の場合)〉

(注) 下表に掲載している金額は、定額減税(令和6年度に実施)を考慮していません。

(1)前年度から特別徴収が継続していない方(初めて特別徴収の対象となる方など)

年税額の2分の1相当額は、納税通知書により納付していただき、残りの2分の1相当額を10月以降に支給される公的年金から特別徴収(3回分割)します。

普通徴収(納税通知書)		特別徴収(支給される公的年金からの天引き)		
6月	8月	10月	12月	翌年2月
年税額の2分の1相当額を 2回に分割した金額		年税額の残りの2分の1相当額を 3回に分割した金額		
13,800円	12,000円	8,700円	8,500円	8,500円
年税額 51,500円				

(2)前年度から特別徴収が継続している方

前年度分の年金所得に対する税額の2分の1相当額を3回に分割した金額を8月まで引き続き特別徴収(仮徴収)し、当年度の年税額から仮徴収の合計額を差し引きした残りの税額を3回に分割した金額を、10月以降に支給される公的年金から特別徴収(本徴収)します。

特別徴収(支給される公的年金からの天引き)					
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年度分の年金所得に対する税額の2分の1 相当額を3回に分割した金額(仮徴収)			年税額から仮徴収の合計額を 差し引いた額を3回に分割した金額(本徴収)		
8,700円	8,500円	8,500円	8,600円	8,600円	8,600円
年税額 51,500円					

(注) 前年度分の年金所得に対する税額が51,500円である場合

Q & A

Q.1 年の途中で住所が変わった場合、住民税の納税は？

私は、今年の4月1日に室蘭市から札幌市に転入しました。ところが、室蘭市から今年度の住民税の納税通知書が送られてきました。現在、室蘭市には住んでいませんが、それでも室蘭市に住民税を納めるのでしょうか。

A 個人の住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることになっています。したがって、あなたの場合は、今年の1月1日現在、室蘭市に住んでいたのので、その後札幌市に転入されたとしても、今年度分の住民税は室蘭市に納めていただくことになります。

Q.2 転入した場合、市税事務所に届け出は？

5月にせたな町から札幌市に転入しました。区役所では転入手続きを既に済ませましたが、市税事務所でも手続きが必要なのでしょうか。

A 区役所で転入手続きを済ませた場合、その情報が市税事務所に引き継がれますので、市税事務所へ届け出の必要はありません。

Q.3 退職後の住民税は？

私は、今年の10月末で会社を退職し、その後は無職の予定です。

現在、毎月の給与から住民税が差し引かれていますが、退職後の納税はどうなるのですか。

A 住民税は、前年中の所得に対して課税され、給与所得者の場合、原則として6月から翌年5月までの12回に分割して給与から差し引かれます。あなたの場合は、退職後の11月から翌年5月までの住民税を給与から差し引くことができなくなりますので、その残額をご自分で納めていただくため、お住まいの区を担当する市税事務所から納税通知書をお送りします。

Q.4 再就職した場合、住民税を給与からの天引きに切り替えられる？

私は、今年の3月末に会社を退職しましたが、9月に再就職することとなりました。

現在、納税通知書により住民税を納めていますが、再就職先の給与からの天引きに切り替えることはできるのでしょうか。

A 再就職された場合、再就職先に納税通知書をお持ちいただくことにより、再就職先の給与からの天引き（特別徴収）に切り替えることができます（納期を過ぎていないものに限りです）。また、お持ちの納税通知書をそのままお使いいただくこともできます。

いずれの場合においても、重複して納付することはありません。

Q & A

Q.5 所得税の確定申告が必要のない年金所得者でも、住民税の申告は必要？

税務署に所得税の確定申告が必要かどうかを問い合わせたところ、所得税の確定申告は必要ないが、住民税の申告は必要かもしれないと言われました。私は住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A 所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要となります。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料控除、配偶者控除など）に変更がある場合や、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受ける場合
- (2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

Q.6 会社員で副収入がある場合、住民税の申告は必要？

私は、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が5万円ほどありますが、住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A 給与所得以外の所得がありますので、原則として、所得の金額にかかわらず住民税の申告をする必要があります。

Q.7 住民税の額は自治体によって異なる？

私は昨年10月に滝川市から札幌市へ引っ越してきましたが、住民税は札幌市の方が滝川市に比べて高いように思います。住民税は、自治体によって、額が異なるのですか。

A 住民税には均等割と所得割があります。均等割と所得割のいずれも標準税率（均等割は市町村民税と都道府県民税合わせて4,000円、所得割は市町村民税と都道府県民税合わせて税率10%）が地方税法で定められており、本市もこの税率を採用しています。また、ほとんどの市町村でこの税率を用いていますので、本市が他市町村と比べて特に高いということはありません。

Q & A

Q.8 住民税で配偶者控除を受けられるパート・アルバイト収入の範囲は？

納税者本人に所得があり、配偶者にパート・アルバイト収入などがある場合に配偶者控除が適用される収入の範囲を教えてください。

A 配偶者控除および配偶者特別控除については、それぞれ下記の範囲で適用されます。

(1) 配偶者の収入と配偶者控除・住民税の関係

パート・アルバイト収入は、通常給与収入になります。給与収入の場合は、次のとおりです。

配偶者の 今年中の給与収入金額	配偶者控除の対象となるか	配偶者自身に住民税がかかるか
100 万円以下	なる	かからない
100 万円超 103 万円以下	なる	かかる
103 万円超	ならない	かかる

(注) 配偶者控除の対象となるかについては、納税者本人の所得制限があります。詳しくは「(2) 配偶者特別控除」の表(注)をご覧ください。

(2) 配偶者特別控除

配偶者の収入金額が 103 万円を超えた場合、配偶者控除は適用されませんが、一定の要件を満たすことで配偶者特別控除が適用されます。

配偶者の 今年中の給与収入金額 (円)	配偶者 控除額	配偶者 特別控除額
0～1,030,000	33 万円	—
1,030,001～1,550,000	—	33 万円
1,550,001～1,600,000	—	31 万円
1,600,001～1,667,999	—	26 万円
1,668,000～1,751,999	—	21 万円
1,752,000～1,831,999	—	16 万円
1,832,000～1,903,999	—	11 万円
1,904,000～1,971,999	—	6 万円
1,972,000～2,015,999	—	3 万円
2,016,000～	—	—

(注) この表は、納税者本人^{※1}の給与収入(合計所得金額)が 1,095 万円(900 万円)以下の場合に限ります。納税者本人の給与収入(合計所得金額)が 1,095 万円超～1,145 万円以下(900 万円超～950 万円以下)の場合には控除額が 3 分の 2^{※2}、1,145 万円超～1,195 万円以下(950 万円超～1,000 万円以下)の場合には控除額が 3 分の 1^{※2}となり、1,195 万円(1,000 万円)を超える場合には配偶者控除および配偶者特別控除の適用は受けられません。

※1 配偶者以外の扶養親族がおらず、特別障害者控除の適用も無い場合

※2 割り切れない場合は、1 万円未満の端数を切り上げます。

Q & A

Q.9 障害者控除を受けられる条件は？

私は、身体障害者手帳を交付されており、3級と認定されていますが、障害者控除を受けられるのでしょうか？

A 納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が下の表に掲げる障がい者に該当する場合、障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

控除額については  P15

障害者控除の対象となる方	特別障害者控除の対象となる方
身体障害者手帳 3級～6級の方	身体障害者手帳 1級・2級の方
中度・軽度の知的障害者の方	重度の知的障害者の方
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級の方	精神障害者保健福祉手帳 1級の方

(注) 身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、年齢65歳以上の方で、「身体障害者に準ずる者」または「ねたきり」など障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方は、申告により障害者控除の適用を受けることができます。

〈障害者控除に関してのお問い合わせ先〉

各市税事務所市民税課  P91～93

〈障害者控除対象者認定書の発行に関してのお問い合わせ先〉

各区役所保健福祉部保健福祉課  P94

Q.10 ふるさと納税をした場合、全額控除される目安はいくら？

ふるさと納税をしようと思っていますが、ふるさと納税には一定の上限額があると聞きました。全額控除される目安の金額を確認する方法はありますか？

A ふるさと納税で全額控除される目安の金額は、収入額や控除額によってそれぞれ異なります。札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」で試算することができますので、ふるさと納税をされる方の収入状況や各種控除がわかるもの（所得税の確定申告書や源泉徴収票など）をお手元にご用意のうえ、ご活用ください。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索 

Q & A

Q.11 会社員の住民税は？

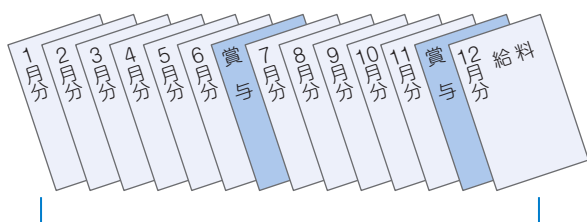
私は、一般的な会社員です。給与から差し引かれる住民税について教えてください。

A 給与から差し引かれる住民税は以下のようなしくみとなります。

〈住民税の給与からの特別徴収〉

給与所得者の住民税は、原則、毎月の給与から差し引かれますが、税額は前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます（これを前年所得課税の方法といいます）。前年所得課税の方法により計算された住民税は、当年5月に市町村から特別徴収義務者（会社など）へ通知され、当年6月から翌年5月までの12回で均等に毎月の給料から差し引かれます。これを住民税の給与からの特別徴収といいます。

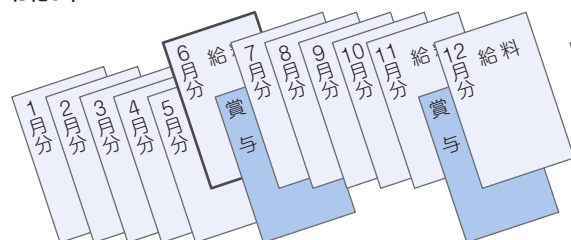
令和5年



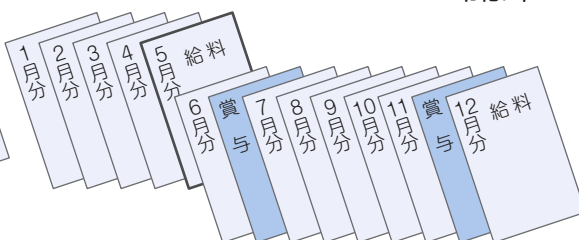
令和5年1月から12月までの所得に対する住民税は、令和6年6月から令和7年5月までの毎月の給料から均等に差し引かれます（特別徴収）。

（注）住民税は、ボーナスなどの特別な手当からは差し引かれません。

令和6年



令和7年



〈就職・退職と住民税〉

住民税は前年所得課税のため、初めて就職したときには、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給料まで差し引かれません。

これとは逆に、中途退職したときには、退職したために給料から差し引けなくなった残りの税額を納めていただくことになります。📖 P27

Q & A

Q.12 土地・建物を売ったときの住民税は？

土地・建物を売却した場合の住民税について教えてください。

A 土地・建物を売却した場合の住民税は、以下のとおり計算します。

〈課税譲渡所得金額の計算〉

個人の方が土地や建物を売った場合の住民税は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。課税譲渡所得金額は、次の算式により計算します。

譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（一定の場合）＝課税譲渡所得金額

譲 渡 価 額	取 得 費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額を控除します）や、仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲 渡 費 用	①仲介手数料 ②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用 ③貸家の売却に際して支払った立退料 ④建物を取り壊して土地を売ったときの取壊費用など
	特 別 控 除 額	収用などのとき…最高 5,000 万円 マイホームを売ったとき…最高 3,000 万円 など
	課 税 譲 渡 所 得 金 額	

上の算式で計算した結果、損失が生じて、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。

ただし、マイホームを売ったときは、一定の要件を満たす場合、損失を控除できる特例があります。

〈税額の計算〉

課税譲渡所得金額×税率

税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、次のとおり異なります。

区 分	長期譲渡所得	短期譲渡所得
税率	5%	9%

（注）土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。

Q & A

Q.13 上場株式などを譲渡した（売った）ときの住民税は？

上場株式などを譲渡した（売った）ときの住民税について教えてください。

A 上場株式などの株式等※1の譲渡益が算出される場合には、原則として税務署での確定申告が必要となりますが、株式等を金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続きは異なります。

なお、金融商品取引業者等を通じた上場株式等※1の取引には、「一般口座」、「特定口座」および「非課税口座（NISA）」などでの取引があります。※2

※1 「株式等」とは、株式、投資信託、公社債などをいいます。そのうち、「上場株式等」とは、上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債などをいい、上場株式等以外の株式等を「一般株式等」といいます。

※2 各口座における手続きの詳細は税務署（☎ P95）にお問い合わせください。

〈株式等の譲渡益に係る住民税額の計算方法〉

譲渡価額－（取得費＋委託手数料等）＝譲渡益

譲渡益×5%

〈上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除〉

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、原則として税務署での確定申告により、売却した年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、原則として税務署で確定申告をすることにより、上場株式等の譲渡益および上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。

Q & A

Q.14 株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用したのに均等割額等が課税されたのですが？

令和5年分の所得税の確定申告において、株式等の譲渡益を申告しましたが、株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用することにより、所得税が0円となりました。

しかし、令和6年度の住民税は、均等割額等（均等割及び森林環境税。以下 Q.14 において同様。）が5,000円課税されました。住民税は、所得税の確定申告の内容に基づくと聞いています。所得税が0円の場合であっても、均等割額等が課税されることがあるのでしょうか。

A 均等割額等が課税されるか否かは、地方税法上の「合計所得金額」によって判断することとされており、この「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の総所得金額等（所得の合計額）とされており、ます。

したがって、譲渡損失の繰越控除により、所得税が0円となる場合であっても、損失の繰越控除を適用する前の「合計所得金額」が均等割額等がかからない基準を超える場合には、均等割額等が課税されることがあります。

（注）均等割額等がかからない基準や合計所得金額などについては [P10](#)

Q.15 令和6年度に実施される定額減税の制度について教えてください。

賃金上昇が物価高に追いついていないことによる国民の負担を緩和するために、地方税法が改正され、令和6年度個人住民税（市民税・道民税）から定額減税を実施することとなりました。

●定額減税の対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下である住民税の所得割課税者

●定額減税の額

定額減税額は、次により算出した金額であり、住民税所得割額から減じます（均等割と森林環境税からは減じません）。

●算出式

（本人＋控除対象配偶者（※）＋扶養親族数（※））×1万円

（※）国外居住者、同一生計配偶者を除く

●住民税所得割額から定額減税しきれない方

給付金（調整給付）の支給対象者となる見込みです。給付金の支給対象となる方へは、給付金の担当部署から書類を送付します。

給付金（調整給付）に関する詳細は、送付される書類をご確認ください。また、詳細が決定次第、札幌市ホームページでもお知らせする予定です。

給付金に関するお問い合わせは、札幌市物価高騰対応臨時給付金相談コールセンターにお願いいたします（電話番号：050-3352-2002〔平日9時00分から18時00分まで〕）。

札幌市 定額減税

検索

住民税を計算してみましょう

〈事 例〉 札幌 ゆたかさん（70 歳・身体障害 2 級）の場合

○家族 妻 みどりさん（65 歳・無収入）

○収入 給与収入金額 2,000,000 円

年金収入金額 1,700,000 円

不動産収入金額 200,000 円（必要経費 100,000 円を支出）

○社会保険料支払額 300,000 円

○生命保険料支払額 120,000 円 個人年金保険料支払額 84,000 円

（注）どちらも平成 23 年中に契約

○地震保険料支払額 20,000 円

○医療費支払額 156,000 円

○函館市への寄附 10,000 円（ワンストップ特例の適用はなし）

〈アドバイス〉

●所得割額＝（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額  P11

●給与所得金額  P12

●年金所得金額  P13

●不動産所得金額  P11

●社会保険料控除は、支払額がそのまま控除額となります。  P14

●生命保険料控除・地震保険料控除は、支払金額から控除額を算出する必要があります。また、契約内容などにより算出方法が異なります。  P14、P15

●医療費控除は、支払金額から控除額を算出する必要があります。  P14

●障害者控除は、障がいの程度によって控除額が異なります。  P15、P30

●課税所得金額（所得金額－所得控除額）は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。  P11

●調整控除  P17、18

●寄附金税額控除  P19、P20

●差引所得割額は、100 円未満の端数を切り捨てます。  P11

●均等割額をお忘れなく。  P11

札幌市公式ホームページ「住民税額シミュレーションシステム」では、お手元の源泉徴収票などの内容（収入金額や各種控除など）を入力することで、個人住民税（市・道民税）税額やふるさと納税の目安額（ふるさと納税額のうち自己負担額の 2,000 円を除いた金額が、個人住民税及び所得税から控除される額）を試算することができます。

札幌市 住民税額シミュレーションシステム

検索 

区 分					計算例（円）		あなたの場合		
所得金額	営 業 等			①					
	農 業			②					
	不 動 産			③	100,000				
	利 子			④					
	配 当			⑤					
	給 与【 収 入 金 額 】			⑥	【2,000,000】 1,220,000				
	雑	公 的 年 金 等【 収 入 金 額 】			⑦	【1,700,000】 600,000			
		業 務			⑧				
		そ の 他			⑨				
		合 計			⑩	600,000			
	譲渡・一時（土地建物等の譲渡を除く）			⑪					
総 所 得 金 額（①～⑪の計）			⑫	1,920,000					
所得控除額	社 会 保 険 料 控 除			⑬	300,000				
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除			⑭					
	生 命 保 険 料 控 除			⑮	70,000				
	地 震 保 険 料 控 除			⑯	10,000				
	寡 婦 控 除			⑰					
	ひ と り 親 控 除			⑱					
	勤 労 学 生 控 除			⑲					
	障 害 者 控 除			⑳	300,000				
	配 偶 者 控 除			㉑	330,000				
	配 偶 者 特 別 控 除			㉒					
	扶 養 控 除			㉓					
	基 礎 控 除			㉔	430,000				
	⑬～㉔の計			㉕	1,440,000				
	雑 損 控 除			㉖					
	医 療 費 控 除			㉗	60,000				
所 得 控 除 計（㉕＋㉖＋㉗）			㉘	1,500,000					
課 税 総 所 得 金 額（㉘－㉘） 【 1,000 円 未 満 切 捨 て 】				㉙	420,000				
税額の計算	市 民 税・道 民 税 の 内 訳				市民税	道民税	市民税	道民税	
	課税総所得金額×税率(㉙×市民税8%、道民税2%)				③⑩	33,600	8,400		
	調 整 控 除 額 P17、P18				③⑪	8,000	2,000		
	配 当 控 除 額 P18				③⑫				
	住 宅 ロ ー ン 控 除 額 P19				③⑬				
	寄 附 金 税 額 控 除 額 P19、P20				③⑭	5,760	1,440		
	道 民 税 配 当 割 額 P20				③⑮				
	市 民 税 配 当 割 控 除 額（㉙×5分の3）				③⑯				
	道 民 税 配 当 割 控 除 額（㉙×5分の2）				③⑰				
	定 額 減 税 額				③⑱	16,000	4,000		
	差引所得割額(③⑩－③⑪－③⑫－③⑬－③⑭－③⑯－③⑰－③⑱)				③⑲	3,800	900		
	【 100 円 未 満 切 捨 て 】								
	均 等 割 額				④⑩	3,000	1,000		
	合 計（㉙＋④⑩）				④⑪	6,800	1,900		
森 林 環 境 税 額（国 税）				④②	1,000				
市民税・道民税・森林環境税の合計額（④⑪＋④②）					9,700				

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の納付

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

法人市民税

法人市民税は、区内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税で、法人の所得の有無にかかわらず負担する「均等割」と所得に応じて負担する「法人税割」とがあります。

納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割額	法人税割額
区内に事務所や事業所を有する法人※	○	○
区内に寮、保養所などを有する法人で、その区内に事務所や事業所を有しないもの	○	—
区内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	—
区内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者	—	○

※区内に事務所や事業所などを有する公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行うものを含みます。

均等割

事務所・事業所を有していた月数
12 カ月 × 税率

法 人 の 区 分	従業者数の合計数	税 率
・ 公共法人および公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 一般社団法人および一般財団法人 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額または出資金の額を有しないもの（相互会社を除く）		年額 50,000 円
資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	50 人以下	年額 50,000 円
	50 人 超	年額 120,000 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	50 人以下	年額 130,000 円
	50 人 超	年額 150,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	50 人以下	年額 160,000 円
	50 人 超	年額 400,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	50 人以下	年額 410,000 円
	50 人 超	年額 1,750,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人以下	年額 410,000 円
	50 人 超	年額 3,000,000 円

(注 1) 「従業者数の合計数」は、区内に有する事務所、事業所、寮などの従業者数の合計をいいます。

(注 2) 「資本金等の額」は、主に、法人税法第 2 条で規定する法人が株主等から出資を受けた金額をいい、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金の額＋資本準備金の額」を下回る場合、「資本金の額＋資本準備金の額」となります。

(注 3) 「従業者数の合計数」および「資本金等の額」は、算定期間の末日で判断します。

法人税割

法人税額×税率

区 分	税 率		
	平成 26 年 9 月 30 日 以前に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度
資本（出資）金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人	12.3%	9.7%	6.0%
上記以外の法人	14.5%	11.9%	8.2%

(注 1) 2 以上の市町村に事務所等を有する法人については、課税標準となる法人税額は分割前の金額です。

(注 2) 事業年度が 1 年に満たない法人については、「年 1,000 万円」を「1,000 万円×事業年度の月数÷12」と置き換えて判定します。

申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています（これを申告納付といいます）。

事業年度		申告納付期限等（注 1）
6 カ月	確定申告	事業年度終了の日の翌日から、原則として 2 カ月以内（注 2） 申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額
1 年	中間（予定）申告	事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内 申告納付額は、①または②の額です ①均等割額と前事業年度の法人税割額を基礎として計算した法人税割額との合計額（予定申告） ②均等割額と、その事業年度開始の日以後 6 カ月の期間（注 3）を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（仮決算に基づく中間申告）
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から、原則として 2 カ月以内 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額 なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額
	均等割申告	毎年 4 月 30 日 申告納付額は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの均等割額

(注 1) 申告納付期限が休日その他の公休日にあたるときはその翌日となります。

(注 2) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内となります。

(注 3) 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日の前日までの期間となります。

設立の届出、異動（変更）の届出

法人を設立・設置した場合は、「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。また、届出事項（本店所在地、法人名、代表者、資本金など）に変更が生じた場合は、「法人の異動届出書」が必要となります。

電子申告（eLTAX）
エルタックス

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。P74

Q & A

Q.1 法人市民税の均等割額の計算は？

当社は、この5月7日に中央区内と北区内にそれぞれ事務所を新設した12月末決算法人（資本金等の額1,000万円、従業者数は中央区60人、北区10人）ですが、この場合の均等割額はいくらになりますか。

A 法人の均等割額は、事務所や事業所などを有していた期間に応じて月割計算によって算定されます。貴社の場合の均等割は、資本金等の額が1,000万円ですから、従業者数が50人を超えている中央区分は年額120,000円、従業者数が50人以下の北区分は年額50,000円となります。

ただし、事務所を有していた月数は7カ月間（端数月は切捨て）ですので、中央区分は120,000円×7カ月÷12カ月＝70,000円、北区分は50,000円×7カ月÷12カ月＝29,100円（百円未満は切捨て）となり、合計して99,100円となります。

Q.2 法人市民税の法人税割の税率は？

当社は資本金5,000万円の会社ですが、当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の法人税額は600万円になります。

この場合、法人市民税の法人税割の税率は何%になりますか。

A 令和元年10月1日以後に開始する事業年度における本市の法人税割の税率は8.2%です。ただし、資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ国税である法人税額が年1,000万円以下の法人の場合は、特例措置として6.0%の税率が適用になり、税額が軽減されます。

したがって、貴社の場合、資本金の額および法人税額がいずれもこの特例措置の基準を下回っていますので、税率は6.0%になります。

Q.3 新しく法人を設立した場合の手続きは？

市内に新しく株式会社を設立しました。この場合、何か手続きは必要ですか。

A 「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。添付書類は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写しが必要となります。

なお、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、合同会社などの法人についても、「法人設立・設置届出書」の提出が必要となります。

Q & A

Q.4 法人の代表者を変更した場合の手続きは？

法人の代表者を変更しました。この場合、何か手続きは必要ですか。

A 「法人の異動届出書」の提出が必要となります。添付書類は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写しが必要となります。

なお、届出事項（本店所在地、法人名、資本金など）に変更が生じた場合は、その都度、「法人の異動届出書」の提出が必要となります。

Q.5 法人市民税の申告書・届出書の取得方法は？

法人市民税の申告が必要となりましたが、申告書はどこで取得することができますか。

A 法人市民税の「各種申告書（確定申告書等）」、「法人設立・設置届出書」、「法人の異動届出書」および「納付書」は下記の場所で取得することができます。

(1)中央市税事務所諸税課法人市民税係または財政局税政部市民税課（市役所本庁舎2階）☎ P91、94

(2)札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」

札幌市 法人市民税 ダウンロード

検索

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます）に対してかかる税です。

「家屋」とは、屋根と壁などにより独立して風雨をしのげる一定の空間があり、土地に定着した建造物で、居住、作業、貯蔵など、その建物の目的とする使い方で使用できる状態のものをいいます。

「償却資産」とは、舗装路面や塀などの構築物、機械、装置、船舶・航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など、「土地・家屋以外の事業用資産」で「法人税または所得税で減価償却の対象となるべき資産」（耐用年数が1年未満のもの、取得金額が少額のもの、自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等を除く）をいいます。

納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している方です。

この所有している方とは、次の登記簿などにそれぞれ所有者として登記または登録されている方です。

- (1)土地については、登記簿または土地補充課税台帳
- (2)家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳
- (3)償却資産については、償却資産課税台帳

固定資産税は、登記簿や台帳などに登録されている所有者を納税義務者として課税するしくみになっていますので、例えば、売買などにより実際の所有者が変わっていても、登記簿などの名義変更手続きが1月1日現在において完了していない場合は、そのまま旧所有者が納税義務者となります。

〈札幌市を管轄する登記所〉

庁名	所在地	電話番号	不動産登記管轄区域
札幌法務局 本局	〒060-0808 北区北8条西2丁目 (札幌第1合同庁舎1階・2階)	709-2311	中央区
南出張所	〒062-0931 豊平区平岸1条22丁目2番25号	824-7411	豊平区・南区・清田区
北出張所	〒001-0031 北区北31条西7丁目1番1号	700-3311	北区・東区
西出張所	〒063-0824 西区発寒4条1丁目1番1号	664-2251	西区・手稲区
白石出張所	〒003-0027 白石区本通1丁目北4番2号	864-2021	白石区・厚別区

なお、固定資産の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして課税することがあります。

土地・家屋の所有者が亡くなったとき

登記簿に登録されている所有者が亡くなった場合は、上表の登記所（法務局）で相続登記等の手続きをしてください。

なお、相続登記等の手続きに時間を要する場合、または未登記家屋を所有されている場合には、相続人など、現にその土地・家屋を所有する方（現所有者といいます。）に、以下の申告をしていただく必要があります。

○現所有者の申告の手続き

現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日までに以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課に提出してください。

(1)固定資産現所有者申告書

各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)相続の事実が分かる書類（相続内容に応じて）

- ①戸籍謄本の写し又は法定相続情報証明の写し
- ②遺産分割協議書の写し
- ③遺言書の写し
- ④相続放棄申述受理通知証明書の写し

札幌市 固定資産税 ダウンロード

検索

課税標準と価格

固定資産税の課税標準は、その資産の価格（評価額ともいいます）です。

価格は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定します。

価格は、原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に全面的に見直します（これを評価替えといい、この評価替えの年を基準年度といいます）が、基準年度以外の年度であっても、土地の地目の変換や家屋の新築または増改築等があった場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定するほか、地価が下落している地域の土地については、価格の修正を行っています。

なお、令和6年度は基準年度となります。

評価の方法

土地	売買実例価額を基礎として評価（宅地については、地価公示価格等の7割を目途として評価）
家屋	再建築価格を基礎として評価
償却資産	取得価額を基礎として評価

税額の算出方法

課税標準額×税率（1.4%）

なお、課税標準額とはその資産の価格をいいますが、課税標準の特例措置などがある場合は、特例後の額が課税標準額となります。

土地についての特例は☎ P46

家屋についての特例は☎ P49

免税点

同一区内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の場合には固定資産税はかかりません。

土地	30万円未満
家屋	20万円未満
償却資産	150万円未満

納税の方法

市税事務所から送付された納税通知書により、年4回に分けて納めていただきます。

○納期

第1期 4月16日～4月30日

第2期 7月16日～7月31日

第3期 9月16日～9月30日

第4期 12月16日～12月31日

(注1) 休日その他の公休日にあたるときはその翌日

(注2) 固定資産の所有者が住所を変更したときは、必ずその届け出をしてください。

届け出は、納税通知書に同封している返信届や電話のほか、ホームページから行うことができます。

札幌市 固定資産 転居

検索

課税明細書

毎年1月1日（賦課期日）現在、同一区内に所有する土地・家屋のうち課税対象となった資産について、その課税内容を課税明細書により納税者にお知らせしています。課税明細書は納税通知書に添付しています。

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の納付

市税の
証明と閲覧

市税の窓口

国税・道税
の窓口

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税義務者等は自分の資産の課税台帳を、資産の所在する区を担当する市税事務所（☎ P91～93）で閲覧できます。また、固定資産税の納税者は、土地・家屋の縦覧帳簿（区ごとの資産の価格一覧表です。償却資産にはありません）を縦覧期間内に限り縦覧することができます。縦覧できるのは、所有する資産が所在する区と同一の区の縦覧帳簿です。

これは、固定資産税・都市計画税の課税内容を知っていただく機会として、また、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の資産の価格の適正さを判断できるように設けられているものです。

なお、借地人・借家人は借りている土地および家屋の課税台帳に限り、有料で閲覧することができます。

納税義務者が課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に札幌市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度においては、土地の地目の変換や家屋の増改築などの特別の事情がある場合などを除き、審査の申出をすることができません。

○縦覧期間

毎年4月1日～4月30日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

（注1）閲覧・縦覧される方は、本人と確認できるものを持参してください。

（注2）借地人・借家人は、土地や家屋の賃貸借契約書などを持参してください。

(注1) 路線価と呼ばれるものには、各市町村が算定する「固定資産税路線価」のほかに、相続税や贈与税の算出の基礎となる「相続税路線価」があります。「相続税路線価」は、各税務署が算定します。

国税庁ホームページ 「路線価図・評価倍率表」	国税 路線価図	検索
---------------------------	---------	----

(注2) 地価公示価格は特殊な事情などが取り除かれた、自由な取引において通常成立すると考えられる1平方メートルあたりの価格を示しており、国土交通省の鑑定委員会が決定しています。

国土交通省ホームページ 「地価公示・都道府県地価調査」	国交省 地価公示	検索
--------------------------------	----------	----

土地についての特例

■住宅用地に対する課税標準の特例

○特例率

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例が設けられており、次のとおり価格に住宅用地特例率（6分の1または3分の1）を乗じて算出した額が課税標準となります。

区 分	特例率
小規模住宅用地（住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡以下の部分）	価格の1/6
一般住宅用地（200㎡を超える部分。ただし、家屋の延床面積の10倍まで）	価格の1/3

○住宅用地の種類

住宅用地には、①専用住宅（建物全体をもっぱら人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地および②併用住宅（建物の一部を人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地の二つがあります。

①についてはその土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）を、②についてはその土地の面積に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地（居住用家屋の床面積の10倍まで）を住宅用地としており、その面積は家屋の敷地面積に下の表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家 屋	家屋の延床面積に対する 居住部分の割合	住宅用地の率
1 専用住宅	全部	1.0
2 3以外の併用住宅	1/4以上 1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0
3 地上5階建て以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上 1/2未満	0.5
	1/2以上 3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0

○特例の適用範囲

「住宅用地」として扱うためには、1月1日（賦課期日）現在に住宅の敷地として使用されている必要があるため、賦課期日において住宅の建築が予定されている土地あるいは新たに住宅が建築されつつある土地は住宅用地となりません。

ただし、賦課期日において住宅を建替え中、または災害により住宅が滅失・損壊した土地で、次の要件をすべて満たすものについては住宅用地として取り扱います。

(1) 賦課期日において住宅を建替え中の場合

- ① 前年度の賦課期日において住宅用地であったこと
- ② 住宅の建築が当該年度の賦課期日において着手されており、その住宅が年内に完成するものであること
- ③ 住宅の建替えが、建替え前の敷地と原則として同一の敷地において行われるものであること
- ④ 土地の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること
- ⑤ 住宅の所有者が、前年度の賦課期日と、当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること

(2) 震災、風水害、火災その他の災害により滅失または損壊した住宅の敷地として利用されていた土地の場合（適用は災害の発生後2年度分）

- ① 震災、風水害、火災その他の災害により住宅が滅失・損壊した場合であること
- ② 次年度に住宅用地として使用できないことについて、やむを得ない事情が認められること
- ③ 当該年度の賦課期日において家屋または構築物の敷地として使用されていないこと

■住宅用地の申告

住宅用地の認定を行うため、次のような場合には「住宅用地使用（新規・変更・廃止）申告書」または「住宅建替え時の住宅用地使用申告書」により申告が必要です。

- (1) 住宅を新築・増築した場合
- (2) 家屋の用途を変更した場合
- (3) 住宅が滅失した場合
- (4) 既存の住宅に代えて、1月1日（賦課期日）現在、住宅を建築中の場合

（注）「住宅用地使用（新規・変更・廃止）申告書」および「住宅建替え時の住宅用地使用申告書」は各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

札幌市 固定資産税 ダウンロード

検索

○申告期限

1月31日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）

○申告先

その土地の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課土地担当 ☎ P91～93

■税負担の調整措置

(1)令和6年度の土地の税負担については、負担の均衡化を図ることを基本とした措置が講じられています。具体的な算出方法は以下のとおりです。

住宅用地の場合	令和6年度課税標準額＝令和6年度住宅用地特例額 (令和6年度価格×住宅用地特例率)
住宅用地以外の宅地等の場合	令和6年度課税標準額＝令和6年度価格×70%

(2)ただし、令和6年度の価格（住宅用地の場合、令和6年度住宅用地特例額）に対する令和5年度課税標準額の割合（この割合を負担水準といいます）が一定の水準以下のときは、負担の調整を行います。

負担水準	$\frac{\text{令和5年度課税標準額}}{\text{令和6年度価格（×住宅用地特例率 1/3 または 1/6）}}$
------	--

（住宅用地）

負担水準	令和6年度課税標準額
100%未満のとき	令和5年度課税標準額＋令和6年度価格×住宅用地特例率×5%… (A) ※1 ※2

※1 (A) が、令和6年度住宅用地特例額を超える場合には令和6年度住宅用地特例額

※2 (A) が、令和6年度住宅用地特例額の20%を下回る場合には令和6年度住宅用地特例額の20%

（住宅用地以外の宅地等の場合）

負担水準	令和6年度課税標準額
60%以上 70%未満のとき	令和5年度課税標準額を据え置き
60%未満のとき	令和5年度課税標準額＋令和6年度価格×5%… (B) ※3 ※4

※3 (B) が、令和6年度価格の60%を上回る場合には令和6年度価格の60%

※4 (B) が、令和6年度価格の20%を下回る場合には令和6年度価格の20%

家屋についての特例

■新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、床面積が次の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額されます。

○減額される額および範囲

一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
(共同貸家住宅以外のもの) 50 m ² 以上 120 m ² 以下	税額の 1/2	① 3階建て以上の中高層耐火建築住宅など 新築後5年度分
(共同貸家住宅) 40 m ² 以上 120 m ² 以下		
120 m ² 超え 280 m ² 以下	120 m ² 相当分の 税額の 1/2	② ①以外の一般住宅など新築後3年度分

(注1) 併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

(注2) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

(注3) 住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）は対象になりません。

■認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築されたもので、一定の要件を満たす住宅（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

なお、この減額措置は現行の新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

○要件

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（劣化対策、耐震性、維持管理の容易性、可変性等）に基づき、都市局建築指導部（市役所本庁舎）の認定を受けて新築された住宅であること。

○減額される額および範囲

一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
(共同貸家住宅以外のもの) 50 m ² 以上 120 m ² 以下	税額の 1/2	① 3階建て以上の中高層耐火建築住宅など 新築後7年度分
(共同貸家住宅) 40 m ² 以上 120 m ² 以下		
120 m ² 超え 280 m ² 以下	120 m ² 相当分の 税額の 1/2	② ①以外の一般住宅など新築後5年度分

(注1) 併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

(注2) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

○申告の手続き

新築された翌年の1月31日（休日その他の公休日にあたるときはその翌日）までに、以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

なお、区分所有に係る住宅については、管理組合の管理者等から書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができます。

(1)固定資産税減額申告書（認定長期優良住宅用）

(注) 各市税事務所固定資産税課（P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

■耐震改修を行った住宅に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、次の要件に該当する家屋については、固定資産税が減額されます。

○要件

(1)令和8年3月31日までに改修工事を行い、耐震基準適合住宅であることが証明された住宅であること

(注) マンションの場合は、建物全体で耐震基準に適合する必要があります。

(2)耐震改修工事に要した費用が1戸当たり50万円を超えること

(注) マンション等区分所有家屋の場合、一棟全体の耐震改修工事費用を戸数で割り返した額が50万円を超えること。

○減額される額および範囲

区分	一戸当たりの床面積	減額される額	減額される期間
当該改修工事により認定長期優良住宅※ ¹ に該当となった住宅	120m ² 以下	税額の 2/3 ※ ²	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」である住宅 改修後 2 年度分
	120m ² 超え	120m ² 相当分の税額の 2/3 ※ ²	
上記以外の住宅	120m ² 以下	税額の 1/2	② ①以外の住宅 改修後 1 年度分
	120m ² 超え	120m ² 相当分の税額の 1/2	

※¹ 住宅一戸当たりの床面積が 50m²（共同貸家住宅の場合は 40m²）以上 280m² 以下のものに限りします。

※² 当該住宅が「減額される期間」の①に該当する場合は、2 年度目の「減額される額」は税額の 2 分の 1 または 120m² 相当分の税額の 2 分の 1 となります。

（注 1）併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

（注 2）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

○申告の手続き

耐震改修工事の完了後 3 カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

(1) 固定資産税減額申告書（耐震改修用）

（注）各市税事務所固定資産税課（☎ P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2) 耐震改修に要した費用を証する書類

(3) 現行の耐震基準に適合した工事であることを証する、建築士（建築士事務所として登録された事務所に所属する建築士）などが発行した増改築等工事証明書または札幌市長が発行した住宅耐震改修証明書

（注）登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」（耐震等級に係る評価が等級 1、等級 2 または等級 3 であるもの）でも可能です。

(4) 当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅の場合、認定を受けた住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

■バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅（併用住宅については建物の延床面積に対する居住部分の割合が2分の1以上のもの）については、工事完了年の翌年度分の固定資産税が減額されます。なお、省エネ改修を行った住宅（当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅を除く）に対する減額措置との同時適用は可能ですが、耐震改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用はできません。

また、この減額措置は1回限りの適用となります。

○要件

- (1)新築された日から10年以上経過した住宅であること
- (2)次のいずれかの方が居住する既存の住宅であること（貸家部分は除く）
 - ①65歳以上の方
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ③障がいのある方
- (3)以下の工事で、自己負担金額が50万円を超えること（国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該金額を控除した額）
 - ①廊下の拡幅（例…介助用の車いすで移動するため通路または出入り口を拡幅する など）
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良（例…浴室を広くする、浴槽の出入りを容易にする など）
 - ④トイレの改良（例…広くする、洋式にする、便座位置を高くする など）
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥床の段差の解消（例…段差をなくす、スロープを取り付ける など）
 - ⑦戸の改良（例…引き戸にする、ドアノブをレバーハンドルにする など）
 - ⑧床表面の滑り止め化
- (4)当該改修工事後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

○減額される額および範囲

住宅部分の床面積	減額される額
100㎡以下	税額の1/3
100㎡超え	100㎡相当分の税額の1/3

（注1）併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

（注2）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。

○申告の手続き

バリアフリー改修工事の完了後3カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

- (1)固定資産税減額申告書（バリアフリー改修用）

（注）各市税事務所固定資産税課（☎P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

- (2)納税義務者の方の住民票の写し

ただし、(1)に掲げる申告書の「納税義務者個人番号または法人番号」欄に個人番号（マイナンバー）の記載をされた場合は添付不要です。

(3)その他必要な書類

〈65 歳以上の方が居住している場合〉

- ①65 歳以上の方の住民票またはその写し（ただし、納税義務者の方が 65 歳以上の場合は不要です）
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、交付決定を受けたことが確認できる書類

〈要介護認定または要支援認定を受けている方が居住している場合〉

- ①該当する方の被保険者証の写し
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付、介護保険法に基づいて居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の給付を受ける場合は、交付決定または給付決定を受けたことが確認できる書類

〈障がいのある方が居住している場合〉

- ①障がいのあることを証する書類
（注）障がいのある方とは、個人市民税等で障害者控除を受けられる方と同様であり、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「戦傷病者手帳」をお持ちの方または原子爆弾被爆者認定を受けている方や児童相談所等の判定により「知的障害者」とされた方（療育手帳をお持ちの方）などが該当します。
- ②改修工事にかかる明細書、改修工事が行われた箇所を確認できる写真および工事費用を支払ったことが確認できる領収証（建築士等による「増改築等工事証明書」で代替可能です）
- ③当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付、札幌市重度障がい者（児）日常生活用具給付事業に基づく居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付を受ける場合は、交付決定または給付決定を受けたことが確認できる書類

■省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

令和 8 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅（併用住宅については居住部分の割合が 2 分の 1 以上のもの）については、工事完了年の翌年度分の固定資産税が減額されます。なお、バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用は可能（当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅を除く）ですが、耐震改修を行った住宅に対する減額措置との同時適用はできません。

また、この減額措置は 1 回限りの適用となります。

○要件

- (1)平成 26 年 4 月 1 日以前に建築された住宅（貸家部分を除く）であること
- (2)次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと
 - ①窓の断熱改修工事（必須工事）
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- (3)省エネ改修工事に要する費用が 60 万円を超えること、または省エネ改修工事に要する費用が 50 万円を超えて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工

事費と合わせて60万円を超えること（国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該金額を控除した額）

(4)当該改修工事後の住宅の床面積が50 m²以上280 m²以下であること

○減額される額および範囲

区分	住宅部分の床面積	減額される額
当該改修工事により 認定長期優良住宅に 該当となった住宅	120 m ² 以下	税額の 2/3
	120 m ² 超え	120 m ² 相当分の税額の 2/3
上記以外の住宅	120 m ² 以下	税額の 1/3
	120 m ² 超え	120 m ² 相当分の税額の 1/3

(注1) 併用住宅は、居住部分の床面積が対象になります。

(注2) 分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分である分した共用部分の床面積」で判定します。

○申告の手続き

省エネ改修工事の完了後3カ月以内に以下の書類を資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当に提出してください。

(1)固定資産税減額申告書（省エネ改修用）

(注) 各市税事務所固定資産税課（P91～93）にご用意しています。また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

(2)納税義務者の方の住民票の写し

ただし、(1)に掲げる申告書の「納税義務者個人番号または法人番号」欄に個人番号（マイナンバー）の記載をされた場合は添付不要です。

(3)一定の要件を満たす省エネ改修工事であることを証する、建築士（建築士事務所として登録された事務所に所属する建築士）などが発行した増改築等工事証明書

(4)当該改修工事の費用に充てるために国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、交付決定を受けたことが確認できる書類

(5)当該改修工事により認定長期優良住宅に該当となった住宅の場合、認定を受けた住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。

■償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店などを営んでいる人が、その事業のために用いることができる資産

- (1)構築物（舗装路面、ロードヒーティング、広告塔など）
- (2)建物附属設備（屋外給排水設備、受変電設備、そで看板および館名板など）
- (3)機械および装置（機械式駐車設備、飲食店用設備など）
- (4)船舶（モーターボートなど）
- (5)航空機（飛行機、ヘリコプターなど）
- (6)車両および運搬具（フォークリフト、除雪作業車、大型特殊自動車など）
- (7)工具・器具および備品（事務用備品、応接セット、パソコンなど）

■償却資産の対象とならないもの

- (1)自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- (2)生物（鑑賞用を除く）
- (3)無形減価償却資産
- (4)繰延資産
- (5)美術品（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものを除く）
- (6)棚卸資産
- (7)耐用年数が1年未満のもの
- (8)所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- (9)取得価額（1個または1組）が10万円未満のもの（法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものを除く）
- (10)取得価額（1個または1組）が20万円未満のもので3年間の一括償却としたもの

■申告していただく方

毎年1月1日（賦課期日）現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、上記償却資産を所有されている方です。

なお、前年中に資産の増減のない方、休業・廃業・移転等で資産がなくなった方も申告が必要ですので、申告書へ記載の上ご提出ください。

■申告書の提出期限

毎年1月31日（休日その他の公休日にあたる時はその翌日）

■申告書の提出先

○提出先

申告書等は、中央市税事務所固定資産税課償却資産担当（☎ P91）へ提出してください。

○複数の区に資産をお持ちの方

資産の所在区ごとに申告書を作成し、上記提出先へ提出してください。

■電子申告（^{エルタックス}eLTAX）

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。☎ P74

申告先を登録する際、複数の区に資産をお持ちの方はそれぞれの区ごとに申告先を登録し、申告書を作成してください。

≫ 都市計画税

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。

都市計画税は、都市計画施設、特に下水道、公園、生活道路などの整備拡充のために使われています。

納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

土地・家屋の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして課税することがあります。

固定資産税において免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。

課税標準と特例・軽減措置

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準になります。

土地については、固定資産税と同様に①住宅用地の特例措置、②負担水準に対応した負担調整措置があります。

なお、家屋についての新築住宅などに対する減額措置は、都市計画税については適用されません。

住宅用地に対する課税標準の特例

特例額の算出については次のとおりです。

区 分	特例率
小規模住宅用地（住宅用地のうち住宅1戸当たり200㎡以下の部分）	価格の1/3
一般住宅用地（200㎡を超える部分。ただし、家屋の延床面積の10倍まで）	価格の2/3

土地の税負担について

固定資産税と同様の税負担の調整措置を講ずることにより、令和 6 年度の税額が算出されます。

税額の算出方法

課税標準額×税率（0.3%）

納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。納税通知書は固定資産税と合算して送付されます。

収入額と使い道

都市計画税の収入額約 261 億円（令和 4 年度決算額）は、下記のような都市計画事業などにあてられています。

事業内容	充 当 額
街路整備	約 67 億円
公園整備	約 2 億円
下水道整備	約 70 億円
市街地開発	約 47 億円

Q & A

Q.1 土地・家屋を売却したのに納税通知書がきたのはなぜ？

今年の2月に今まで住んでいた土地と家屋を売却しましたが、4月に固定資産税の納税通知書が送付されてきました。なぜでしょうか。

A 固定資産税はその年の1月1日（賦課期日）現在の状況により課税されます。そのため、年の途中で売却しても、賦課期日現在の所有者の方が納税義務者となります。なお同様に、今年の途中に家屋を取り壊しても、今年度分の固定資産税は課税されますし、今年の途中に完成する新築住宅は、翌年度から課税されることになります。

Q.2 年末に土地を売買し、翌年に所有権移転登記をしたときは？

私は、昨年11月に自己所有地の売買契約を締結し、翌年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。今年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 今年度の固定資産税はあなたに課税されます。地方税法の規定により、その年の1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税します。

Q.3 車庫や物置にも税金がかかるの？

課税になる車庫や物置とは具体的にどのようなものでしょうか。

A 土地に定着して建造され、屋根や周壁等により風雨をしのぎ得る建造物は家屋として課税されます。そのため、布コンクリート基礎、束石等により定着している状態にある車庫、物置、倉庫等については家屋として課税されます。設置された場合は納税通知書に同封している返信届等でご連絡をお願いいたします。なお、周壁のないカーポートについては、家屋としての固定資産税は課税されませんが、事業用資産である場合は、償却資産として申告が必要となります。

Q.4 家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

住宅を所有していますが、昨年と比べて家屋の税額が急に高くなったのはなぜでしょうか。

A 一定の要件を満たす新築の住宅については、3階建て以上のマンションなどでは5年度間、木造住宅などでは3年度間、固定資産税が減額されます。したがって、この期間を過ぎますと本来の税額で課税されることになります。この減額措置の適用家屋または適用終了家屋については、課税明細書にその旨記載しています。

家屋についての特例は  P49

Q & A

Q.5 土地の固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

昨年10月に住宅を取り壊しましたが、昨年と比べて土地の税額が急に高くなったのはなぜでしょうか。

A その年の1月1日（賦課期日）現在において、土地の上に一定の要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されますが、住宅の滅失や、その住宅としての用途を変更すると、次の年の賦課期日からは土地の利用状況が変更となり、本特例は適用されなくなります。

住宅用地の特例は P46、47

Q.6 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

私のマンションは建築されてからかなりの年数がたちますが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜでしょうか。

A 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費、すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数経過によって通常生ずる損耗の状況による減価等を考慮した減率（経年減点補正率）を乗じて求められます。ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

一部の家屋については、建築費の上昇により、評価額が据え置かれていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれている評価額を下回るまではいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

また、経年減点補正率の下限に達した家屋は、それ以後の評価替えにおいて、経年減点補正率により評価額が下がることはありません。

Q.7 各地にある工場・支店の償却資産の申告は？

全国規模で展開している会社で、各地に工場、支社があります。どこの市町村に償却資産の申告をすればよいのでしょうか。

A 償却資産の申告は、当該償却資産が所在する市町村へ行うことになっていますので、各工場、各支店が所在する市町村ごとに、別々に申告していただくことになります。

Q.8 現在稼働していない償却資産の申告は？

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A 稼働を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象になります。

≫ 軽自動車税

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）に対してかかる税です。

納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者（割賦販売などで売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は買主）

（注）軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありませんので、4月1日現在の所有者だけに課税されることとなり、4月2日以降に軽自動車等を廃車などで手放したとしてもその年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

税 率

■二輪車等

車 種		標準税率
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）※1	2,000 円
	総排気量が 50 cc 以下（定格出力 0.6kW 以下）のもの（ミニカー※2を除く）	2,000 円
	二輪で総排気量が 50 cc を超え 90 cc 以下（定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下）のもの	2,000 円
	二輪で総排気量が 90 cc を超え 125 cc 以下（定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下）のもの	2,400 円
	ミニカー※2	3,700 円
軽 自 動 車	二輪で総排気量が 125 cc を超え 250 cc 以下のものおよび二輪のトレーラー（一定の規格以下のもの）	3,600 円
	もっぱら雪上を走行するもの（総排気量が 660 cc 以下のもの）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（最高速度が 35 km/h 未満のもので、農耕トラクタなど乗用装置のあるもの）	2,400 円
	その他（一定の規格以下で、最高速度が 15 km/h 以下のフォークリフト、ショベルローダなど）	5,900 円
二輪の小型自動車	総排気量が 250 cc を超えるもの	6,000 円

※1 特定小型原動機付自転車とは、定格出力 0.6kW 以下の原動機付自転車のうち、最高速度 20km/h 以下かつ長さ 1.9m 以下かつ幅 0.6m 以下に該当するものをいいます。

※2 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が 20 cc を超え 50 cc 以下（定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下）のもののうち、車輪間の距離が 50 cm を超えるものまたは車室を備えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ車輪間の距離が 50 cm 以下の三輪（屋根付三輪）は除かれます。

■三輪および四輪以上の軽自動車

（1）「平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査※1をした車両」

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
10,800 円	6,900 円	5,000 円	3,800 円	3,900 円

（注）「グリーン化特例（軽課）」に該当する場合があります。P61

(2) 「最初の新規検査※1 から 13 年を経過した車両」

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
12,900 円	8,200 円	6,000 円	4,500 円	4,600 円

(注) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車は重課の対象から除きます。

(3) (1)、(2)どちらの適用条件にもあてはまらない車両

乗用自家用	乗用営業用	貨物自家用	貨物営業用	三 輪
7,200 円	5,500 円	4,000 円	3,000 円	3,100 円

(4) グリーン化特例（軽課）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（(C) は令和 7 年 3 月 31 日まで）に最初の新規検査※1 をした新車の車両で、燃費性能等に応じてそれぞれ翌年度のみ軽課税率が適用されます。

区 分			税率（年税額）			
			(A)	(B)※2	(C)※2	標準税率 （参考）
三 輪			1,000 円	2,000 円 （乗用営業用のみ）	3,000 円 （乗用営業用のみ）	3,900 円
四輪以上	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
		自家用	2,700 円	—	—	10,800 円
	貨物用	営業用	1,000 円	—	—	3,800 円
		自家用	1,300 円	—	—	5,000 円

(A) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス規制から NOx10%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制適合車）

(B) 令和 12 年度燃費基準 90%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

(C) 令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

(注) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※1 「最初の新規検査」をした年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※2 (B) および (C) は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車で、いずれも★★★★（平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車のことをいいます。）に限ります。

〈「最初の新規検査」をした年月〉

番号 00000

自 動 車 検 査 証

最初の新規検査をした年月

令和〇〇年〇〇月〇〇日

軽自動車検査協会

印

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種類	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
札幌 580 あ〇〇〇〇	令和 2年 10月 1日	令和 2年 10月	軽自動車	乗用	自家用	箱型		
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
A B 1 2 - 3 4 5 6 7 8 9	4人	kg	kg	kg		cm	cm	cm
～ 以下省略 ～								

申告

軽自動車等を取得した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車、売却などしたり、転居した場合には30日以内に申告をしてください。

■原動機付自転車および小型特殊自動車

○申告手続きに必要なもの

申告の種類		提出書類※	お持ちいただくもの
新規	販売店から購入したとき	軽自動車税 (種別割) 申告(報告)書兼 標識交付申請書	・販売証明書 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	市外の人から譲渡されたとき		・前登録市町村交付の標識(前登録市町村で廃車済の場合は不要) ・譲渡人の標識交付証明書または廃車証明書(廃車済の場合) ・譲渡を証明する書面 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	他市町村から転入したとき		・前登録市町村交付の標識(前登録市町村で廃車済の場合は不要) ・前登録市町村交付の標識交付証明書または廃車証明書(廃車済の場合) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
変更	市内の人から譲渡されたとき		・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・譲渡を証明する書面 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	市内で住所を変更したとき		・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・住所を証明するもの ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	標識を紛失または破損したとき(郵送申告不可)		・標識(返納可能な場合) ・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
廃車	廃棄するとき	軽自動車税 (種別割) 廃車申告書兼 標識返納書	・標識および標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
	市外の人へ譲渡するとき		
	他市町村へ転出するとき		

※提出書類は、申告場所(☞P63)に備え付けているほか、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することができます。

札幌市 原付 申請書ダウンロード

検索

札幌市の
まちづくり

市税の
あらまし

個人市民税

法人市民税

固定資産税
都市計画税

軽自動車税

その他市税

市税の納付

市税の
証明と
閲覧

市税の
窓口

国税・道税
の窓口

○申告場所

原動機付自転車と小型特殊自動車の申告場所は中央市税事務所諸税課軽自動車税係（☎ P91）です。

○郵送申告

一部の申告を除き、郵送申告が可能です。郵送受付から証明書等の発送まではおよそ1～5営業日です。ただし、必要書類に不備や不足がある場合は受付できず、書類を返送する場合がありますのでご注意ください。

〈郵送申告に必要なもの〉

(1)必要書類（☎ P62）

※郵送の場合、本人確認書類は両面の写しをお送りください。

(2)返信用封筒（返送先の郵便番号・住所・氏名（名称）を記載し、切手を貼ったもの）

手続きの種類	必要な返信用封筒	返送する書類
新規	返送先を記載したレターパックライト等	ナンバープレート、ねじ、標識交付証明書
変更	返送先を記載し、切手を貼付した封筒	標識交付証明書
廃車		廃車申告受理証明書

■軽自動車および二輪の小型自動車

軽自動車および二輪の小型自動車に関する申告は、軽自動車（二輪は除く）については全軽自協札幌事務所、二輪の軽自動車および二輪の小型自動車については札幌運輸支局での手続きが必要です。詳細については、各申告場所へお問い合わせください。

車 種	申告場所		
軽 自 動 車 [660 cc 以下の三輪、四輪など]	全軽自協札幌事務所	☎ 768-3955	(北区新川5条20丁目)
二 輪 の 軽 自 動 車 [125 cc を超え 250 cc 以下のバイク] 二 輪 の 小 型 自 動 車 [250 cc を 超 え る バ イ ク]	札幌運輸支局	☎ (050) 5540-2001	(東区北28条東1丁目)

○軽自動車 OSS（ワンストップサービス）

三輪以上の新車購入時の軽自動車保有関係手続は、パソコンからインターネットでいつでも可能です。

軽自動車 OSS

検索

納税の方法

中央市税事務所諸税課から送付された納税通知書により 5 月 31 日までに納めていただきます。

環境性能割

環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車の新車、中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。なお、軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うことになっています。

環境性能割の税率

区 分			税率（乗用）	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車または平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税
ガソリン ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★※	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	★★★★	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
	★★★★	令和12年度燃費基準60%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%

区 分			税率（貨物）	
	排ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車または平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税
ガソリン ハイブリッド車 ガソリン車	★★★★※	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
	★★★★	令和4年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
	★★★★	令和4年度燃費基準95%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%	2.0%

※★★★★：平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車または平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車

Q & A

Q.1 今は所有していない軽自動車の税金は？

私は、所有していた軽自動車を4月20日に知人に譲渡したのですが、5月になってから納税通知書が送られてきました。現在、車は持っていないのに、軽自動車税（種別割）は課税されるのですか。

A 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の所有者が納税義務者となります。また、自動車税の種別割とは異なり、月割課税制度がありません。したがって、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年の軽自動車税（種別割）は全額かかることになります。

Q.2 乗らずに車庫に保管しているバイクの税金は？

バイクが壊れてしまい、もう乗っていないのですが、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 軽自動車税（種別割）は、軽自動車等を所有している人に課税されるため、使用せずに保管しているだけであったり、故障などにより使えない状態であっても、所有している限り課税されます。

なお、壊れたバイクを必要とせず廃棄処分（スクラップ処分）した場合は、廃車の申告をしてください。

Q.3 車検切れで使っていない車両の税金は？

四輪の軽自動車の車検が切れているのですが、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 軽自動車税（種別割）は軽自動車等を所有している人に課税されるため、車検が切れている状態であっても、所有している限り課税されます。なお、車両の所有をやめる場合は、廃車の申告をしてください。

Q.4 盗難にあったバイクの税金は？

所有しているバイクが昨年9月に盗難にあい、警察署に盗難届を出しましたが、5月になってから納税通知書が送られてきました。どうしてですか。

A 軽自動車等を廃車したときや譲渡したときは、税の申告が必要になり、申告がない場合はそのまま課税されてしまいます。あなたの場合は、盗難にあったということなので、申告をしていただきますと今年度の税金を納める必要はなくなります。その場合、4月1日（賦課期日）現在そのバイクがない（盗難にあって所有していない）ことを証明する警察の盗難届受理番号などが必要になります。なお、この申告をされないと、来年度以降も課税されてしまいますので、お早めに申告してください。

Q & A

Q.5 公道を走行しない農耕用トラクタやフォークリフトの税金は？

公道を走行しない農耕用トラクタやフォークリフトでも、軽自動車税（種別割）は課税されますか。

A 農耕用トラクタやフォークリフトのうち、小型特殊自動車に分類されるものは、公道を走行しないものであっても軽自動車税（種別割）が課税されます。

これらは、公道を走行しなくてもナンバープレート（標識）を取り付けなければなりません。

Q.6 障がい者が使用する軽自動車の税金は？

障がい者に対する軽自動車税（種別割）の軽減措置はありますか。

A 以下の要件に該当する場合、申請することにより軽自動車税（種別割）が免除される場合があります。

- (1) 障がいのある方またはその家族が所有する車で、障がいのある方自身またはその家族がその障がいのある方のために運転する場合
- (2) 障がいのある方のみの世帯において障がいのある方が所有する車で、障がいのある方を常時介護している方が運転する場合
- (3) 車の構造がもっぱら身体に障がいがある方等の利用に供するためのものである場合

市たばこ税

市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

納税義務者

- ・国産たばこの製造者
- ・特定販売業者
- ・卸売販売業者

たばこの小売価格には、すでに市たばこ税相当額が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購入者です。

税 率

市たばこ税の税率は、1,000 本あたり 6,552 円です。

税額の算出方法

国産たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡した本数 × 税率

〈たばこ 1 箱（20 本入り 580 円の場合）に含まれる税金〉

国 産 た ば こ 税	136.04 円
道 府 県 た ば こ 税	21.40 円
市 町 村 た ば こ 税	131.04 円
た ば こ 特 別 税	16.40 円
消 費 税・地 方 消 費 税	52.73 円
計	357.61 円 (61.7%)

申告と納税の方法

国産たばこの製造業者等が、毎月 1 日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

≫ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設などの整備や観光の振興のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかるものです。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

課税免除

- ・ 年齢 12 歳未満の者
- ・ 修学旅行等の学校行事に参加している小中学生等
- ・ 共同浴場または公衆浴場に入湯する者
- ・ 地方公共団体または社会福祉法人が設置する福祉施設において入湯する者

税 率

鉱泉浴場の一般入湯客 1 人につき

区 分	税 率
一 泊	150 円
日帰り	100 円

申告と納入の方法

浴場経営者等が、毎月 1 日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月 15 日までに申告し、納めることになっています。

収入額と使い道

入湯税の収入額約 3.1 億円（令和 4 年度決算額）は、下記の事業に関する費用にあてられています。

事業内容	充当額
観光の振興（観光企画宣伝、観光施設の整備など）	約 1.6 億円
消防施設、環境衛生施設の整備など	約 1.5 億円

≫ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかるものです。

事業所税には、事業所床面積に応じて負担する資産割と、従業員の給与総額に応じて負担する従業者割があります。

納税義務者

市内の事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫、屋内駐車場など）において事業を行う法人または個人

税額の算出方法

区 分	資産割		従業者割	
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年の12月31日現在における事業所床面積	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円		従業者給与総額の 0.25%	
免 税 点	事業所床面積 1,000 m ² 以下		従業者数 100 人以下	

(注 1) 事業所税の免税点は、市内のすべての事業所等を合算して判定します。

(注 2) 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ個別に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。また、どちらとも免税点を超える場合は資産割と従業者割の両方が課税されます。

なお、免税点を超える場合は、その超えた部分のみではなく全体が課税の対象となります。

(注 3) 特殊関係者（子会社・兄弟会社等）と同一の家屋内で事業が行われている場合、当該家屋内の特殊関係者の事業所等も合算して免税点の判定を行います。

申告と納税

申告と納税の方法	申告納付期限	
納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めることになっています。	法人	事業年度終了の日から 2 カ月以内
	個人	翌年の 3 月 15 日まで

(注) 免税点以下の場合であっても、市内の事業所床面積の合計が 800 m² 以上の場合や従業者数の合計が 80 人以上の場合には申告の必要があります（納付の必要はありません）。

■ 申告書の提出先

中央市税事務所諸税課事業所税係 ☎ P91

事業所税の申告書

事業所税の「申告書」、「事業所用家屋貸付等申告書」および「納付書」は下記の場所にて取得することができます。

- (1) 中央市税事務所諸税課事業所税係  P91
- (2) 札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」

札幌市 事業所税 ダウンロード

検索 

事業所用家屋の貸付等申告

事業所用家屋（貸ビル等）の全部または一部を貸し付けている方は、「事業所用家屋貸付等申告書」の提出が必要です。

事業所税は、事業所等において事業を行う方が納税義務者となりますので、貸ビルの貸室部分は、当該貸室を借りて事業を行う方が納税義務者となります。

ただし、ビルの管理のための施設（管理人室・清掃員の詰所等）は、貸ビルを管理している事業者が納税義務者となります。

電子申告 エルタックス (eLTAX)

申告書の作成や提出等の手続きを、インターネットを利用して行うことができます。  P74

収入額と使い道

事業所税の収入額約 88.8 億円（令和 4 年度決算額）は、下記の事業に関する費用等にあてられています。

事業名	充当額
道路等の整備事業	約 21.6 億円
公園等の整備事業	約 2.3 億円
上下水道等の整備事業	約 0.3 億円
学校、図書館等の整備事業	約 8.4 億円
病院、社会福祉施設等の整備事業	約 5.0 億円

≫ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

マイナンバー制度とは

平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用が始まりました。マイナンバーとは、一人ひとりが持つ 12 桁の個人番号のことです。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認できるようにし、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野において、1. 行政を効率化し、2. 国民の利便性を高め、3. 公平・公正な社会を実現するための制度です。

なお、法人にも 13 桁の法人番号が指定されています。

市税の手続きにおけるマイナンバーの取扱い

市税の手続きでは、給与支払報告書・各種税申告書・申請書等の一部にマイナンバー（個人番号）を記載することが必要となります。

マイナンバーを記載した申告書や申請書を提出する場合は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）等の法令で定める本人確認を行いますので、下記一覧に記載している本人確認書類をお持ちください。

下記一覧は、番号法施行令および同法施行規則で定める書類等に加え、個人番号利用事務実施者である札幌市長が適当と認める書類等を記載しています。

■本人確認書類一覧

(1)本人が申告書等を提出する場合

	番号確認	身元確認
窓口・郵送	以下のいずれか ①マイナンバーカード ②通知カード※ ③個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 (注) ①～③がない場合 ④札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書）	以下のいずれか マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、プレ印字申告書、氏名および住所または生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類（例…税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票）
電子申告	初回のみ番号確認書類の添付が必要です。詳しくは eLTAX ^{エルタックス} のホームページをご確認ください。	以下のいずれか ①公的個人認証による電子署名 ② eLTAX で認めている電子証明書

※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に利用可能です。

(注) 郵送で申告書等を提出する場合は、窓口での提出の場合と同様の書類の写しを同封してください。

(2) 代理人が申告書等を提出する場合

	本人の番号確認 (本人に係る書類)	代理人の身元確認 (代理人に係る書類)	代理権の確認
窓口・郵送	以下のいずれか（写しも可） ①マイナンバーカード ②通知カード※ ③個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 （注）①～③がない場合 ④札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書）	〈代理人が個人の場合〉 以下のいずれか（顔写真のないものは2種類） マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、氏名および住所または生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類 （例…税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票） 〈代理人が法人の場合〉以下の2点 ①法人の名称および本店所在地が記載された官公署発行書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書、税・社会保険の領収書等） ②当該法人と来庁者との関係を示す書類（社員証等）	〈税理士以外の場合〉 ①法定代理人（親権者、成年後見人等）の場合 戸籍謄本や登記事項証明書等 ②任意代理人の場合 委任状 （注）①②が困難な場合は以下のいずれか ③委任状に準ずる書類（本人および代理人の個人識別事項ならびに押印があるもの）の提出 ④本人しか持ち得ない書類（マイナンバーカード、通知カード、運転免許証等、本人に対し1回限り発行されるような書類）の写しの提出 〈税理士の場合〉 税務代理権限証書
電子申告	初回のみ番号確認書類の添付が必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。	以下のいずれか ①公的個人認証による電子署名 ②eLTAXで認めている電子証明書	以下のいずれか ①委任状、税務代理権限証書（税理士・税理士法人の場合） ②納税義務者本人の利用者IDを用いた申告

※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に利用可能です。

事業者の方がマイナンバーを取り扱う際の注意点

事業者の方は、税や福祉の手続きにあたり従業員等のマイナンバーを管理することとなりますが、マイナンバーの収集・利用や他者への提供の範囲は法令により厳格に制限されています。

国の個人情報保護委員会より、「特定個人情報※の適正な取扱いに関するガイドライン」が示されていますので、ご確認のうえ十分な配慮をお願いいたします。

※マイナンバーを含む個人情報を指します。

お問い合わせ先

■お電話でのお問い合わせ

○マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

「マイナンバーカード」「電子証明書」「個人番号通知書」「通知カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

〈受付時間〉平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30（年末年始を除く）

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

○マイナンバーカードに関するお問い合わせ

個人番号カードコールセンター

0570-783-578（有料）

〈受付時間〉8:30～20:00（年末年始を除く）

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

○一部 IP 電話等で上記どちらのダイヤルにも繋がらない場合 050-3818-1250（有料）

○外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）

(1)「個人番号通知」「通知カード」「マイナンバーカード」、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止

0120-0178-27（無料）

0570-064-738（有料）

〈受付時間〉「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。

(2)マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

0120-0178-26（無料）

〈受付時間〉平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

■FAXでのお問い合わせ

聴覚障がい者専用お問い合わせ FAX 番号

0120-601-785

聴覚障がい者の方からの FAX によるお問い合わせを受け付けております。回答については「個人番号カードコールセンター」から FAX で送信します。

（注）マイナンバーカードおよび電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■お問い合わせフォーム

地方公共団体情報システム機構
「マイナンバーカード総合サイト」

マイナンバー お問い合わせフォーム

検索

≫ 電子申告および電子納税

市税の電子申告および電子納税

札幌市への税の申告、納税および申請・届出の手続きは、地方税ポータルシステム「^{エルタックス}eLTAX」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

■ ご利用いただける税目

申 告	・ 法人市民税 ・ 固定資産税（償却資産） ・ 市たばこ税 ・ 入湯税 ・ 事業所税（事業所用家屋貸付等申告含む） ・ 個人市民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続き）
納 税※1	・ 法人市民税 ・ 市たばこ税 ・ 入湯税 ・ 事業所税 ・ 個人市民税（給与からの特別徴収分）※2
申請・届出関係	・ 法人市民税（法人設立・設置届出書、法人の異動届出書、更正請求書） ・ 入湯税（入湯税に係る異動届） ・ 個人市民税（特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書など）

※1 申告に基づいて納税する税目について電子納税を行う場合は、事前に電子申告が必要となります。

※2 退職所得に対する市民税の特別徴収分も含みます。

そのほか、更正請求書や納税管理人申告書など、複数の税目に共通する手続きについても、一部eLTAXを利用して申告ができます。対象の手続きについては、札幌市ホームページをご覧ください。

札幌市 エルタックス

検索

■ eLTAX を利用するには

eLTAX を利用するには、電子証明書の取得（税理士が代理で申告等を行う場合、納税者本人の電子証明書は不要です）、利用届出等の事前準備が必要です。詳しくはeLTAX ホームページをご覧ください。

事前準備が整いましたら、eLTAX ホームページよりダウンロードできるソフトウェア（^{ピーシーデスク}PCdesk など）を利用して、電子申告および電子納税が行えるようになります。

■ eLTAX のご利用に関する詳細やお問い合わせは

地方税共同機構	
ホームページ 「eLTAX 地方税ポータルシステム」	eLTAX またはエルタックス 検索
ヘルプデスク（電話）	0570-081459 上記の電話番号でつながらない場合…03-5521-0019 受付時間…9 時～17 時（土日祝、年末年始を除く）

〈課税や申告内容等に関するお問い合わせは〉 中央市税事務所の各税目担当  P91